

地域生活支援事業

移動支援事業	外出時の移動に制限がある、視覚障がい者、肢体不自由者、知的障がい者等の移動を支援します
生活サポート事業	一時的に支援が必要な障がい者等の生活支援、家事援助を行います
日中一時支援事業	在宅の障がい者等の介護者が一時的に家庭介護ができないとき、施設等で日中の介護を行います
訪問入浴事業	身体が虚弱または寝たきりのため家族での入浴が困難な方で、医師が入浴可能と認めた方に訪問入浴車を派遣し、入浴のお手伝いをします

サービスの流れ

相談・申込み	心身の状況に関する調査	障がい程度区分の認定	サービス支給決定	サービス事業所との契約	サービス利用と利用料の支払い
市役所障がい福祉班までご相談ください	現在の生活や障がいの状況を調査します	審査会で審査・判定を行います 介護給付サービスを申込みされた方のみ	調査内容、障がい程度区分、サービス意向などを把握し、支給決定を行います	障がい者とサービス事業所が契約を結びます	サービスを利用し、事業所に利用料を支払ってください

障がいをお持ちの方へ

日常生活において常時特別な介護を必要とする障がい者（児）で、法に定める一定の支給要件を満たす場合に次の手当が支給されます。手当を受けるには、所定の診断書等を添付し、認定請求していただく必要があります（所得制限有り）。

特別障害者手当 【手当額（月額）26,440円】

心身に重度の障がい（2つ以上重複する場合、またはそれと同程度の障がいの状態により、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象）。

施設に入所している方、3ヵ月以上入院されている方は対象になりません。

障害児福祉手当 【手当額（月額）14,380円】

心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方が対象。

施設に入所している方、障がいを理由とする年金を受けている方は対象になりません。

《お問い合わせ》 福祉課障がい福祉班 ☎62-6637

平成22年度手話通訳者全国統一試験
秋田県手話通訳者派遣登録試験

受験日 平成22年12月4日(土)10時～
場所 県社会福祉会館
県心身障害者総合福祉センター
受験資格 手話通訳者養成課程修了者または、同等の知識・技術を有する者で地元ろうあ団体の推薦を受けた者
申込締切 平成22年10月15日(金)
県聴力障害者協会 ☎018-864-2782

発達障がい児・者 県北地区巡回相談会

発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の方、またはその疑いのあるご本人やそのご家族、発達障がい児・者に係わる関係機関を対象に、家庭での育児の仕方、生活での悩み事、就職活動での困り事など、様々な相談に応じます。（予約制です。2週間前までにお申し込みください）

期日：平成22年11月5日(金) 平成23年2月16日(水)
時間：10時～16時 場所：大館市総合福祉センター3階
秋田県発達障害者支援センター ☎018-826-8030

障がい福祉サービスのお知らせ

障がい者の方に対し、次のような障がい福祉サービスがあります。これらのサービスを利用するためには、事前に相談や申請などの手続きが必要になりますので、福祉課障がい福祉班までご相談ください。（サービスによっては利用要件などがありますので必ず事前にご相談ください）

利用料は原則1割負担となります。ただし、所得等により月の上限額が決められ、上限を超えた場合は上限額までの支払いとなります。

介護保険を受けている方については、介護保険サービスを優先して利用していただくこととなります。



サービスの種類

介護給付（障がい程度区分の認定が必要になります）	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	訓練等給付	自立訓練
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

次頁に続きます